

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

J E S T A

政府はビザ免除の短期滞在者に対しオンラインで入国前審査する電子渡航認証制度「JESTA」を創設する入管法改正案を閣議決定。米国のESTAと同様の制度。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/ 9(月) 先負

10(火) 仏滅 源泉所得税の納付期限

11(水) 大安 東日本大震災・原発事故から15年

12(木) 赤口

13(金) 先勝

14(土) 友引

15(日) 先負 WBC準々決勝・日本戦(アメリカで)

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

3/ 2(月) 58,057 ▼793 156.98 ▼0.90

3(火) 56,279 ▼1778 157.41 ▼0.43

4(水) 54,246 ▼2033 157.44 ▼0.03

5(木) 55,278 △1032 157.25 △0.19

6(金) 55,621 △343 157.52 ▼0.27

離婚後の子の養育に関する民法等改正

本年4月に民法等の改正(離婚後の子の養育に関する見直し)が施行され、子を養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費などに関するルールが見直されます。

◆ 親権に関するルールの見直し

これまでは離婚後の親権者を父母のどちらか一方に定める必要がありましたが、改正により双方を親権者とする「共同親権」の定めが可能となります(改正前に離婚し単独親権の場合、親権者変更の申立てにより家庭裁判所の判断で共同親権へ変更可能)。

離婚の協議の際に単独親権か共同親権かを定めませんが、協議が調わない場合や裁判離婚の場合は、家庭裁判所が子の利益の観点から親権を定めます。

なお、所得税の扶養控除の適用においては、生計を一にしているや子の所得金額などが要件とされていますが、親権の有無は要件とされていません。

◆ 養育費の支払確保に向けた見直し

養育費の請求については、離婚の際に父母の協議や家庭裁判所の手続による金額等の取り決めが必要でしたが、改正により取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求できる「法定養育費(子一人当たり月2万円)」が新設されます(施行後の離婚に適用)。なお、法定養育費は養育費の取決めをするまでの暫定的・補充的なものです。

また、父母間で取り決めた養育費の支払がなく財産を差押さえる際は債務名義(公正証書や調停調書等)が必要でしたが、改正により養育費債権に「先取特権(子一人当たり月8万円)」という優先権が付与され、債務名義がなくても差押えの手続を申立てることが可能です(施行後に生じる養育費に適用)。

■この記事の詳細は、情報BOX201510

申告書の提出が期限間際になった場合

令和7年分の所得税及び贈与税の確定申告期限は、3月16日(月)となります。

e-Taxにより申告書を提出する場合は、送信直後に表示される「即時通知」又はメッセージボックスに格納される「受信通知」に表示される受付日時が提出日となるため、3月17日午前0時以降の受付となった場合は期限後提出となります。

また、申告書を郵送で提出する場合は「郵便(第一種郵便物)」又は「信書便」により送付する必要があり、その場合は消印(通信日付印)に表示された日が提出日とみなされます。なお、昨年からは税務署では申告書の控えへの收受日付印の押なつを廃止したため、正本のみを送付します。

モニタリング強化型特別保証の取扱い開始

今月16日から新たな保証制度として「モニタリング強化型特別保証制度」の取扱いが始まります(令和11年3月末までの時限措置)。

本制度は、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携した上で、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び保証協会に経営状況等を報告することが要件となり、保証限度額は2億8千万円、保証料率は0.45%~1.90%です。

なお、令和9年3月末までの保証申込分について、保証料の1/2に相当する額を国が補助します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和8年4月施行の民法等改正（離婚後の子の養育に関する見直し）

父母の離婚後も子の利益を確保することを目的として、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、親は子を養育する責務を負うことなどを明確化するとともに、親権、養育費、親子交流、財産分与、養子縁組などに関するルールを見直した民法等の改正が、令和8年4月1日に施行されます。

改正法のうち、主に親権や養育費に関する見直しの概要は次のとおりです。

◆親権に関するルールの見直し

これまで、離婚後は父母の一方のみを親権者と定めなければなりませんでした。改正により、施行後に離婚した場合は父母双方を親権者とする共同親権の定めをすることもできます。

協議離婚の場合は、その協議により共同親権とするか単独親権とするかを定めますが、父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合は、家庭裁判所が様々な事情を考慮した上で子の利益の観点から共同親権とするか単独親権とするかを定めます。

※家庭裁判所は、虐待のおそれやDVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められる場合、必ず単独親権の定めをすることとされています。

◎親権者の変更

改正前に離婚し単独親権の定めがされている場合、改正法の施行によって自動的に共同親権に変更されることはありません。ただし、子又はその親族（一般的には父母）による親権者変更の申立てに基づいて、家庭裁判所が子の利益のため必要があると認めるときは、親権者を単独親権から共同親権に変更することが可能です。

◎経過措置

改正法の施行前にされた親権者変更の申立てについて、家庭裁判所が判断をする時期が施行日後となる場合には、単独親権から共同親権への変更が可能です。

◆養育費の支払確保に向けた見直し

(1) 養育費債権の先取特権の付与

父母間で養育費の支払を取り決めていたとしても、養育費の支払がなかったときに養育費の支払義務を負う親の財産を差し押さえるためには、公正証書や調停調書、審判書などの「債務名義」が必要でしたが、改正により、養育費債権に「先取特権」と呼ばれる優先権が付与されるため、債務名義がなくても養育費の取決めの際に父母間で作成した文書に基づいて、差押えの手続きを申し立てることができます。養育費のうち先取特権が付与される上限額は、子一人当たり月額8万円です。

◎経過措置

改正法の施行前に養育費の取決めがされていた場合は、施行後に生ずる養育費に限って先取特権が付与されます。

(2) 法定養育費の新設

父母の協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めなければ、養育費を請求することができませんでしたが、改正により、養育費の取決めをしていなくても子の監護を主として行う父母は、他方に対して暫定的に一定額の養育費（法定養育費）を請求できるようになります。その額は、子一人当たり月額2万円となり、改正法施行後の離婚について法定養育費を請求できます。

※法定養育費は、あくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補足的なものであり、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めることが重要です。

◎法定養育費の発生期間

改正法の施行後に離婚した場合に法定養育費が発生し、①父母が養育費の取決めをした日、②家庭裁判所における養育費の審判が確定した日、③子が18歳に達した日、のいずれか早い日まで毎月末に支払う必要があります。

(3) 裁判手続の利便性向上

養育費に関する裁判手続では各自の収入を基礎として養育費の額を算定しますが、手続をスムーズに進めるため、家庭裁判所が当事者に対し収入情報の開示を命じることができることとします。

◆その他の改正

・親子交流の実現に向けて、家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うことに関する制度を設けるほか、父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関するルールを設けます。

・財産分与に関するルールが見直され、財産分与の請求期間が離婚後2年から5年に伸長（改正法施行後の離婚について適用）されるほか、財産分与において考慮すべき要素を明確化します。

・養子縁組に関するルールが見直され、養子縁組後に誰が親権者になるかを明確化するほか、養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続が新設されます。